



地方公共団体金融機構

2012. 8

納付金だより

(第157号)

残暑の候 皆様方には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、公営競技納付金につきましては、依然として厳しい経営状況の中で、施行者の皆様方をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りまして、ここに厚くお礼申し上げます。

今回の「納付金だより」では、平成23年度納付金の納付状況、法令改正に伴う公営競技納付金の変更点及び地方公共団体健全化基金の状況等についてお知らせします。



和歌山競輪場

Character (Vol.49)

今回は、和歌山競輪のキャラクターを紹介します。

わかちゃん



（キャラクターの由来）

2002年4月1日和歌山競輪場初登場！

和歌山といえばみかん！みかんから生まれたキャラクターです。

和歌山競輪場でのイベントを盛り上げたり、外に飛び出して、競輪場のPRをしたり、がんばっていま～す。

（施行者から一言）

冷暖房完備の特別観覧席、初心者だけでなく上級ファンにもうれしいガイドンスコーナー、子供連れでも安心して観戦できるレディース・ファミリールーム、女性専用トイレなど、多くのファンのニーズにお応えできる施設を備えています。

交通アクセスは、和歌山市の中心に位置することから、公共交通機関が充実しており、特に、大阪方面からも、南海電鉄和歌山市駅で下車すれば競輪場までゆっくり歩いても約8分程度と、交通の便の良さは見逃せません。

皆様のご来場、スタッフ一同心よりお待ちしております。

公営競技納付金の納付状況 平成23年度

平成23年度に納入いただきました公営競技納付金（平成22年度開催分の公営競技に係る精算納付額）は、38億30百万円となっています。

（単位：百万円）

納入団体数	納入額（A）	還付額（B）	納付額（A－B）
61	3,830	—	3,830

（注1）平成22年度の公営競技施行団体数は、203団体です。

公営競技施行団体数の状況 平成24年度

平成24年4月1日現在の公営競技施行団体数は次のとおり、延べ223団体、純計198団体となっています。

区 分	都道府県		計	市区町村		計	計		計	主催者数
	施行形態			施行形態			施行形態			
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	3	37	40	5	46	51	15 (10)
競 輪	5	2	7	39	14	53	44	16	60	47 (3)
オート	1	0	1	6	0	6	7	0	7	7 (0)
競 艇	1	0	1	20	84	104	21	84	105	36 (15)
延団体数	9	11	20	68	135	203	77	146	223	105 (28)
純 計			16			182			198	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

地方公共団体健全化基金の状況及び特利制度のしくみ

【地方公共団体健全化基金の状況】

平成23年度においては、地方公共団体健全化基金の運用益192億81百万円のうち190億63百万円が貸付利率の引下げに充てられています。

この結果、平成23年度末の基金残高は、納付金38億30百万円と、運用益と利下げ所要額との差額から管理費を除いた2億16百万円の合計40億47百万円増加し、9,198億71百万円となっています。

地方公共団体健全化基金の推移

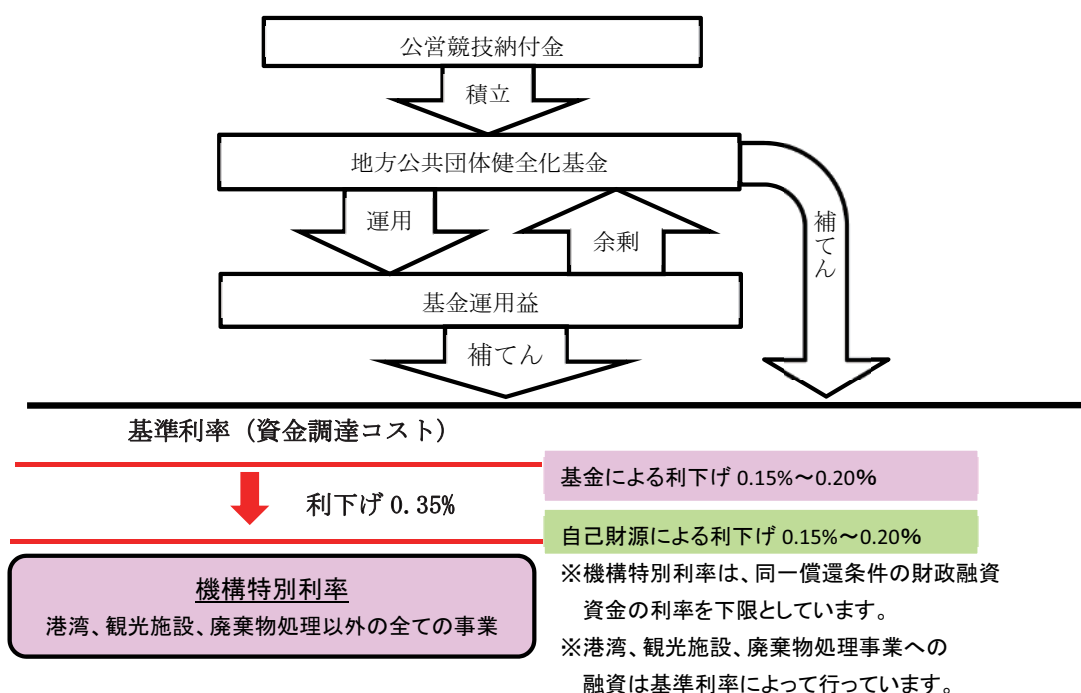
(単位：百万円)

年度	期首 基金 残高 A	納付金 B	運用状況			基金 組入額 C-D-E=F	基金 増加額 B+F=G	期末 基金 残高 A+G=H
			運用益 C	管理費 D	利下げ 補てん 所要額 E			
20	903,354	▲10,479	12,179	0	10,379	1,800	▲8,678	894,675
21	894,675	8,532	24,069	0	20,337	3,731	12,263	906,939
22	906,939	6,696	21,384	0	19,196	2,187	8,884	915,823
23	915,823	3,830	19,281	0	19,063	216	4,047	919,871

(注1) 単位未満切捨てのため、計が一致しない場合があります。

(注2) 平成20年度開催分の納付金から、従前の分割納付・還付制度が廃止され、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括納付することとされたことに伴い、平成20年度は施行団体からの納付がなく、平成19年度までの還付のみが生じたものです。

【特利制度のしくみ】



平成24年度の納付事務の様式変更点

平成24年度（23年度開催分）納付金の納付において、地方財政法施行令等の改正により算定様式を下記のとおり改正しました。

- ①売上額に応じた算定における基礎控除額の引き上げ（20億円→40億円）
- ②納付率の引き下げ（1.1%又は1.2%→1.0%）
- ③納付限度額の算定における収益基礎控除（0.7億円）の導入

公 営 競 技 納 付 金 精 算 書

（平成23年度開催分に適用）

（単位：円）

改正箇所①、②

<表1> 政令附則第2条第1項の規定による納付すべき納付金の額

競技全体	売上額	売上額(ア)－控除額40億円 (控除後売上額)	(イ)×1.0%
		ア	イ ウ

(注1) 売上額の欄には、競馬法第7条第1項及び第2項の勝馬投票券、自転車競技法第12条第1項の車券、小型自動車競走法第16条第1項の勝車投票券、モーターボート競走法第15条第1項の勝舟投票券の売得金又は売上金を記入すること(投票無効分を含まない)。

(注2) 組合施行に係る競技の売上額については、組合の売上額を収益配分率によってあん分して得た額を記入すること。

(注3) 政令とは、地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)をいう(以下同じ)。

改正箇所③

<表2> 政令附則第2条第1項ただし書きの規定による納付限度額

競技全体	収益額	収益額－収益基礎控除7千万円 (調整後収益額)
		エ オ

(注4) 収益額エには様式5(平成○年度累積赤字計算書)において算定した累積赤字の額が零を超える場合は零を記入し、零を超えない場合には様式2(平成○年度公営競技会計収益計算書)により算定された収益額を記入すること。

区 分	売上額(ア)を区分した額 …… (①)	政令附則第2条第3項に定める率×調整 後収益率… (②)	売上額を区分した額に左の率を乗じて 得た額… (①×②)
250億円以下の部分		5/10×(オ/ア)	
250億円超350億円以下の部分		4/10×(オ/ア)	
350億円超450億円以下の部分		3/10×(オ/ア)	
450億円超550億円以下の部分		2/10×(オ/ア)	
550億円超650億円以下の部分		1/10×(オ/ア)	
650億円超の部分			
売上額合計(カ=ア)	カ	合 計 額	キ
	政令附則第2条第1項ただし書きの 納付限度額	(ク=オーキ、ただしオ≤0の時はク=0となる)	ク

- (注5) 売上額(ア)の額が250億円以下の場合には、「250億円以下の部分」に対応する欄に当該売上額を記入すること。
- (注6) 1円未満の端数は全て切り捨てること。
- (注7) (カ)欄は、各区分ごとの売上額を合算した額を記入すること。したがって、(ア)における売上額と一致する。

④単年度黒字でも累積赤字がある場合は納付不要

【追加様式】

平成○年度累積赤字計算書

区 分	項 目	金 額 (円)	備 考
加 算	1 当該年度において当該公営競技種目に係る会計の歳入が歳出に不足するため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額、又は実質上歳入が歳出に不足する場合における当該不足する金額（実質赤字の額）		
	2 他の会計から公営競技会計に繰り入れられた金額及び公営競技会計が他の会計から借り入れた借入金のうち、実質赤字の額に準ずるものとして総務大臣が認める額		
	3 加算項目の合計金額（1＋2）		
控 除	上記3が零を超える場合、4～6に該当する金額を記入すること		
	4 当該年度において公営競技に係る会計から他の会計に繰り入れられた額		
	5 当該年度において公営競技会計が事業外支出により積み立てた金額の残高		
	6 当該年度において公営競技会計が他の会計に貸し付けた貸付金額の残高		
	7 控除項目の合計金額（4＋5＋6）		
差 引	8 累積赤字額（3－7）		

- （注1） 公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和45年自治省令第11号）参照のこと。
- （注2） 組合施行の場合は、各項目について（注1）の省令によること。
- （注3） 1の欄には、様式2の5の欄の数値を記載すること。
- （注4） 2の欄には、総務省発出の平成24年8月13日付「公営競技に係る納付金の納付に関する規則に定める累積赤字の額について（照会）」に基づき、「総務大臣が認める金額」に係る申請を行い、認められた金額を記入すること。
- （注5） 4の欄には、様式2の1の欄の数値を記載すること。
- （注6） 5の欄には、様式2の3－①の欄の金額のうち、使途目的を特定しない基金（例：財政調整基金）への積み立てた金額を記載すること。
- （注7） 6の欄には、様式2の3－①の欄の金額のうち、他会計への貸付金を記載すること。
- （注8） 複数競技施行のため、様式6を作成した場合においても、3の欄の金額が零を超えない場合は、4の欄以下の記入は不要であること。
- （注9） 備考欄には、金額欄の内訳（繰入金や事業外支出等の内訳）を記載すること。

機構資金の貸付状況 平成23年度

平成23年度中の事業別貸付額の状況は、以下のとおりです。

事業名		平成 23 年度 貸付計画額 (百万円)	平成 23 年度貸付実績		
			貸付件数 (件)	貸付額 (百万円)	構成比 (%)
一般会計債	○公 共 事 業 等	3,900	3	136	0.0
	○公 営 住 宅 事 業	18,200	111	16,055	0.9
	○緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	—	1	2	0.0
	○社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	12,600	150	14,454	0.8
	○一 般 事 業	20,800	69	8,458	0.5
	○地 域 活 性 化 事 業	12,500	111	8,898	0.5
	○防 災 対 策 事 業	21,900	237	27,236	1.5
	○合 併 特 例 事 業	172,500	681	187,971	10.4
	○地 方 道 路 等 整 備 事 業	176,300	1,265	132,880	7.4
計		438,700	2,628	396,088	22.0
○ 臨 時 財 政 対 策 債		729,800	971	737,775	40.9
公営企業債	○上 水 道 事 業	110,300	778	123,796	6.9
	○簡 易 水 道 事 業	13,000	223	12,854	0.7
	○一 般 交 通 事 業	6,200	8	771	0.0
	○都 市 高 速 鉄 道 事 業	69,600	30	43,044	2.4
	○病 院 事 業	66,600	267	57,359	3.2
	○下 水 道 事 業	341,600	1,954	319,583	17.7
	○工 業 用 水 道 事 業	11,600	62	9,708	0.5
	○電 気 事 業	2,500	9	1,231	0.1
	○ガ ス 事 業	2,600	25	2,783	0.2
	○介 護 サ ー ビ ス 事 業	200	30	3,377	0.2
	○市 場 事 業	14,900	33	8,240	0.5
	○と 畜 場 事 業	1,000	10	840	0.0
	○駐 車 場 事 業	200	2	2,027	0.1
	港 湾 整 備 事 業	3,700	42	2,898	0.2
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	600	2	61	0.0
計		644,600	3,475	588,573	32.6
○ 公 営 企 業 借 換 債		30,000	459	59,163	3.3
◎ 被 災 施 設 借 換 債		—	964	22,523	1.2
合 計		1,843,100	8,497	1,804,122	100.0
(うち特別利率・臨時特別利率対象事業分)		(1,838,800)	(8,378)	(1,800,011)	(99.8)

(注 1) ○印は、特別利率又は臨時特別利率の適用事業です。

(注 2) ◎印(被災施設借換債)には、特別利率及び臨時特別利率以外の利率(基準利率)での貸付けが含まれてい
す。

(注 3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

機構資金の貸付残高

平成24年3月末現在の長期貸付残高は、以下のとおりです。

(平成24年3月末現在)

事業名		件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)
一般会計債	公 共 事 業 等	3	136	0.0
	公 営 住 宅 事 業	5,301	518,326	2.3
	緊急防災・減災事業	1	2	0.0
	臨時地方道整備事業	30,605	3,450,547	15.4
	臨時河川等整備事業	3,567	180,245	0.8
	臨時高等学校整備事業	407	67,136	0.3
	一 般 事 業	148	21,113	0.1
	地 域 活 性 化 事 業	257	18,908	0.1
	防 災 対 策 事 業	454	45,686	0.2
	合 併 特 例 事 業	1,331	378,024	1.7
	地方道路等整備事業	2,215	257,381	1.2
	社会福祉施設整備事業	159	15,671	0.1
	臨 時 財 政 対 策 債	2,325	1,951,474	8.7
	計	46,773	6,904,649	30.9
公営企業債	上 水 道 事 業	45,273	3,804,271	17.0
	簡 易 水 道 事 業	6,139	184,042	0.8
	工 業 用 水 道 事 業	2,336	236,528	1.1
	一 般 交 通 事 業	141	15,879	0.1
	都 市 高 速 鉄 道 事 業	815	1,343,886	6.0
	電 気 事 業	698	54,166	0.2
	ガ ス 事 業	307	39,521	0.2
	港 湾 整 備 事 業	1,254	89,507	0.4
	病 院 事 業	2,414	608,055	2.7
	介 護 サ ー ビ ス 事 業	331	25,648	0.1
	市 場 事 業	476	83,507	0.4
	と 畜 場 事 業	67	6,292	0.0
	観 光 施 設 事 業	67	5,541	0.0
	産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	21	7,234	0.0
	駐 車 場 事 業	461	69,316	0.3
	地域開発事業（注1）	47	20,595	0.1
	下 水 道 事 業	122,527	8,768,382	39.2
	計	183,374	15,362,369	68.6
地方道路公社	有 料 道 路 事 業（公社）	451	120,393	0.5
合計		230,598	22,387,411	100.0

（注1）地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地（これらと関連を有する施設の用地を含む。）の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

（注2）有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。

（注3）四捨五入により計が一致しないことがあります。

地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しておりますが、平成24年度の地方公共団体金融機構参与会議は去る8月8日に当機構で開催されました。

当日の会議では、渡邊理事長の挨拶のあと、経営企画部長から地方公共団体金融機構の平成23年度決算の概要等についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢や公営競技の現状等に関して、出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、平成24年8月8日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	古尾谷 光 男
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	齊 藤 守 史
全国モーターボート競走施行者協議会	香川県丸亀市長	新 井 哲 二
全国知事会	栃木県知事	福 田 富 一
全国市長会	山口県萩市長	野 村 興 兒
全国町村会	京都府井手町長	汐 見 明 男



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)

- ・ 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・ 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・ 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公営競技納付金等についてお尋ね、御連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

地方公共団体金融機構管理部経理課

T E L : 03 (3539) 2685

F A X : 03 (3539) 2613

H P : <http://www.jfm.go.jp/>